

年金係からのお知らせ

国民年金保険料免除申請とは所得（収入）が少なく、経済的に国民年金保険料の納付が困難な場合、申請し承認されると保険料が免除される制度があります。

免除には「全額免除」・「半額免除」・「3/4免除」・「1/4免除」の4種類があり、前年の所得額や世帯構成（扶養人数等）に応じて基準が定められています。

また、失業等で離職された方は「離職票」や「雇用保険受給資格者証」の写しを添付することで本人にかかる所得審査が省略されます。

ただし、配偶者や世帯主の所得も審査の対象となりますので、配偶者か世帯主どちらかの所得が基準を上回ると、離職された本人も免除は受けられません。

承認された免除期間は、余裕ができたときに10年以内であれば追納という形で保険料を納めることも出来ますが、経過年数により当時の保険料に加算額が加算されます。免除を希望される方は国民年金

係まで申請をしてください。

お急ぎください!!

前述しました国民年金保険料の免除申請ですが、平成18年度（平成18年7月～平成19年6月分）の免除申請の受付期間が今月までとなっておりますので、この期間の免除申請を希望される方はお早めに申請してください。

受付期間を過ぎると平成18年度分の免除申請については受付できなくなりますので了願いたします。

問い合わせ先

市民課国民年金係

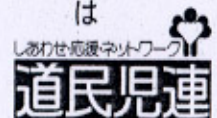
内線230・228番



広げよう 地域に根ざした 思いやり

民生委員制度は
創設90周年を
迎えます

民生委員児童委員の家は
青い門標が目印です。



【こんなとき民生委員児童委員へ】

在宅生活に関すること

- 毎日の介護で困っていること
- 福祉サービスの利用に関すること
(ホームヘルプ、給食、移送、除雪サービスなど)
- 施設利用に関すること
(デイサービス、ショートステイなど)
- 介護保険制度に関すること
- その他



暮らしのこと

- 住まいに関すること
- 近所付き合いに関すること
- 生活費に関すること(職業や年金など)
- 生活福祉資金など各種貸付制度の利用に関すること
- 生活保護に関すること
- 遊び場、通学路などの危険箇所に関すること
- 公害や環境衛生に関すること
- その他



家族関係のこと

- 結婚、離婚に関すること
- 親子関係に関すること
- 扶養に関すること
- 相続に関すること
- その他

育児・教育のこと

- 育児やしつけに関すること
- いじめや不登校に気付いたとき
- 学校生活の悩みに関すること
- 非行に関すること
- 児童虐待に関すること
- その他



その他の困りごと

- 心身の疾病や障害に関する相談等

私たち民生委員児童委員の
”あい言葉”です。



民生委員児童委員は、地域の誰もが
幸せで安心した生活をおくれるように
応援します。

何か心配ごとがありましたら民生委員児童委員にご相談ください。民生委員児童委員の中には、子どものことを専門に担当し、活動する「主任児童委員」もいます。いずれも任期は3年間です。

——もちろん個人の秘密は守ります。

**○ 小中学校の教科書
展示会を実施します ○**

期日 6月15日(金)

7月1日(日)

火・木・金曜日 10時～18時

水曜日 10時～20時

土・日曜日 10時～17時

休館日

18日(月)、25日(月)、

29日(金)

場所

図書館2階一般閲覧室

問い合わせ先

学務課学務係 ☎内線416番

**○ うまいっしょ工房
からのお知らせ ○**

く味噌を手造りしてみませんか

うまいっしょ工房では、味噌を手造りする人を募集しています。原料にこだわった手造り味噌を皆さんも造ってみませんか。大豆は道産とよまさり・塩は沖繩のシママース・麴は、道産米を使用します。

また、うまいっしょ工房では手造り味噌のほかにも、パン・アイスクリーム・ソーセ

ージ等も作る事ができます。製作にあたっては、工房の技術指導員が指導しますので、未経験者でも安心して参加ができる内容となっております。友達・職場の仲間・サークル仲間・趣味の会・町内会等で一度体験してはどうですか。

参加の申込み、参加方法等の詳しい内容については、うまいっしょ工房へ問い合わせください。また、参加にあつては施設利用料・材料代等がかかりますので、料金等についても、問い合わせください。

休館日 月曜日・祝祭日

問い合わせ先

うまいっしょ工房

☎(23) 7551番



**○ 6月1日～10日は
電波利用保護旬間です ○**

く暮らしを支える電波は
ルールを守って正しく
使いましょう

電波の利用は、携帯電話や人命・財産を保護する防災無線など社会生活に不可欠なものとなっておりますが、不法無線局が重要無線通信やテレビ放送に妨害を与えるなど社会的な問題を発生させています。

総務省では6月1日から10日までを「電波利用保護旬間」と定め、電波利用環境保護の大切さを訴えています。

問い合わせ先

北海道総合通信局

不法無線局、混信・妨害
電波の安全性

☎011(737) 0099番

テレビ・ラジオの受信障害

☎011(737) 0033番

電話、インターネット相談

☎011(709) 3956番

その他行政相談

☎011(709) 3550番

受付時間

8時30分～12時、13時～17時

(土・日・祝日は除く)

第32回高齢者スポーツ大会を開催します

市内の高齢者が一堂に会し、健康増進と親睦を深めることを目的にスポーツ大会を開催します。



日時 6月28日(木)
9時30分～

会場 スポーツセンター

対象 市内在住の60歳以上の方

参加申込 単位老人クラブを通じて、6月13日(水)までに申込みください。

競技方法 団体競技で多くの方が参加し、楽しむことができるように容易なルールで行います。

その他

- ・動きやすい服装と運動靴を用意してください。
- ・各選手は名札(クラブ名・氏名)をつけてください。
- ・昼食は各自で用意してください。
- ・応援席が床のため、各自で座布団を用意してください。
- ・体調に不安のある方は、かかりつけ医師と相談のうえ参加されるようお願いいたします。

問い合わせ先
高齢者福祉課高齢者福祉係 ☎内線273番

北海道総合通信局ホームページ
<http://www.hokkaido-bt.go.jp/>



**○ 小型ガス瞬間湯沸器
使用の皆様へ ○**

小型ガス瞬間湯沸器を換気扇を回さずに使用しているため、死亡に至る事故が発生しています。小型ガス湯沸器を使用するときは、必ず換気扇を回しましょう。

経済産業省